

学校感染症等拡大防止のための常葉大学・短大部における行動指針 ー3密を避け、新しい生活様式に従うー

9月15日からレベル【1】です。

【令和5年4月28日制定】

■常葉大学・短大部におけるレベルの目安：レベルは、国や県の方針、学内の感染者状況を総合的に判断して決定し、変更時に本学のHPにてお知らせいたします。

レベル	入構	授業・学生指導	各種会議	学内外活動・学生の正課外活動(クラブ・サークル・学生有志の活動)	各種施設の使用	出張・移動	外国出張・大学が主催する学生の海外研修	教職員の勤務 (特に記していないものは教職員共通)		
【0】 感染小窓期 ◆県内で新規感染者があるが、感染拡大の傾向はみられない	◆感染防止に十分に配慮し通常どおり ◆教員：感染防止に十分に配慮したうえで通常どおり ◆事業者・学外者：感染防止に十分に配慮したうえで通常どおり	◆感染防止に十分配慮し通常どおり ◆対面授業を原則とし、教育上必要な科目は遠隔授業も併用	◆感染防止に十分配慮し通常どおり ◆必要に応じて、遠隔あるいはメール会議も併用	◆感染防止に十分配慮し通常どおり ◆宿泊を伴う合宿等は学生部へ届け出て可とする	◆感染防止に十分配慮し通常どおり ◆宿泊を伴う合宿等は学生部へ届け出で可とする	◆感染防止対策に十分に配慮したうえで通常どおり	◆国の方針どおりとする	◆感染防止に十分に配慮し、通常勤務		
【1】 感染拡大傾向期 (感染拡大防止強化期間) ◆感染拡大への傾向がみられる										
	<p style="text-align: center;">制限等はレベル【0】と同一、下記等の感染拡大防止策を強化・実施。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> ◇ 手指消毒、うかいの徹底 ◇ ドアや窓を開けるなど積極的な換気 ◇ 大人数での宴会・会食等の自粛 </td><td style="width: 50%; vertical-align: top;"> ◇ 混雑する場所や発声を伴う状況でのマスクの着用を推奨 ◇ 食事中のマスクを外しての会話は控える ◇ 可能な範囲で他者との距離を空ける </td></tr> </table>								◇ 手指消毒、うかいの徹底 ◇ ドアや窓を開けるなど積極的な換気 ◇ 大人数での宴会・会食等の自粛	◇ 混雑する場所や発声を伴う状況でのマスクの着用を推奨 ◇ 食事中のマスクを外しての会話は控える ◇ 可能な範囲で他者との距離を空ける
◇ 手指消毒、うかいの徹底 ◇ ドアや窓を開けるなど積極的な換気 ◇ 大人数での宴会・会食等の自粛	◇ 混雑する場所や発声を伴う状況でのマスクの着用を推奨 ◇ 食事中のマスクを外しての会話は控える ◇ 可能な範囲で他者との距離を空ける									
【2】 感染拡大期 ◆静岡県を含め、全国的に不要不急の移動自粛の要請がなされている	◆学生：感染防止を最大限強化したうえで入構可 ◆教員：感染防止を最大限強化したうえで入構可 ◆事業者・学外者：不要不急でない場合を除いて不可。	◆感染防止を最大限強化したうえ対面授業可 ◆遠隔授業も併用 ◆対面での学生指導は学内外とも自粛	◆感染防止を強化 ◆遠隔あるいはメール会議を推奨	◆感染防止を最大限配慮したうえで必要最小限の学内で活動可 ◆宿泊を伴う合宿は中止又は延期 ◆公式試合や学外活動を行う場合は各連盟・協会等の方針に合わせる。各キャンパス学生課へ相談	◆学内：予約制とし人数・時間制限 ◆学外：貸し出し原則不可	◆感染防止対策に最大限配慮したうえで可 ◆感染拡大期にある地区への不要不急の往来は自粛	◆国の方針どおりとする ◆教育職員：感染防止を最大限強化したうえで通常勤務。在宅勤務も推奨 ◆事務職員：時差出勤やローテーション勤務や在宅勤務を推奨。状況によって出勤者を5割から7割減らす			
【3】 感染過大警戒期 ◆新規感染者の発生が深刻な状況で、国や県から移動制限並びに大学への休業要請がなされている。 ◆学内で感染者が蔓延し、対面授業や通常業務が困難な状況	◆学生：不可 ◆教員：副学長から許可を得た場合のみ可（生物の世話、サーバー保持など、大学機能の維持に不可欠な業務に限る） ◆事業者：不可。ただし、大学運営上不可欠な場合を除く ◆学外者：不可	◆対面授業は不可。遠隔あるいはメール会議とする ◆対面での学生指導は学内外とも禁止	◆対面会議は不可。 遠隔あるいはメール会議とする (対策本部の会議も原則として遠隔あるいはメール会議とする)	◆対面での活動全面不可	◆不可	◆不可	◆不可	◆在宅勤務等で入構禁止措置 ◆安全確保・研究室巡回に必要な資産等（生物・精密機器等）維持のための最低限の出勤のみ。副学長から許可を得たうえで短時間の学内勤務可		

*その他重要な業務については、その都度学長と協議。

*本指針は令和5年9月15日現在のものであり、今後の国や県の方針、また本学を取り巻く状況に応じて変更する場合がある。